

# 制度設計にあたっての論点



# 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

# 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

## 前回に提示した検討事項

- 特定既存単独処理浄化槽の対象範囲
  - ・ 浄化槽の外形的状況（漏水、破損、変形等の程度）
  - ・ 浄化槽の種類や性能条件（部品等の劣化状況、種類に応じた放流水質等の状況）
  - ・ 浄化槽の周辺状況（近接家屋状況、地下水の利用状況、悪臭発生状況）
- 特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報
  - ・ 指定検査機関による11条検査の都道府県への報告
  - ・ 保守点検業者、清掃業者への報告徴収等の情報に基づく立入検査
  - ・ 近隣住民からの苦情等の情報に基づく立入検査

### <委員からの主な意見>

- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置は、個人財産への制限をかけることになるため、法的な根拠が必要。その判断材料となるチェックリストの法的な位置づけを明確にするとともに、チェックリストの内容も十分な検討を要する。
- 11条検査未受検の浄化槽について、措置の対象外となることを回避するためにも、台帳整備を行うとともに、既存単独処理浄化槽を特定していく仕組みが必要ではないか。
- 行政や保健所が立入り検査を実施することで措置対象を特定すべきでないか。
- 特定既存単独処理浄化槽は、環境負荷が高く、生活環境や公衆衛生にも支障が生じうることを地域住民の方々に周知していくことも必要。

## 特定既存単独処理浄化槽の概念

既存単独処理浄化槽であって、11条検査報告その他の情報から判断して、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障を生じるおそれのある状態にあると認められるもの。

# 特定既存単独処理浄化槽の対象範囲

## 特定既存単独処理浄化槽の対象範囲

- 漏水・破損・変形等により交換が必要なものは対象とすべき
- 浄化槽の内部の機材や部品の劣化や損傷により、汚水が正常に処理できない場合は、処理不十分な汚水がそのまま放流されたり、土壤に浸透したり、悪臭の被害が生ずるおそれがあることから対象とすべき
- 単独処理浄化槽の中でも、管理の状態が悪く汚水を正常に処理できない場合は、処理不十分な汚水がそのまま放流されたり、土壤に浸透したり、悪臭の被害が生ずるおそれがあることから対象とすべき
- 地方公共団体の職員が、特定既存単独処理浄化槽の判断や必要な措置を行うための判定基準（チェックシート等）を示すべき。

## 法的な位置づけの明確化

- 特定既存単独処理浄化槽の判断材料となるチェックシートの法的な位置づけを明確にするため、空家法※を参考に、省令に基づく指針（ガイドライン）を作成してはどうか。  
※ 空家法においては、特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）を定めることを省令にて示している。
- 指針において、「そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となるチェックシートを示してはどうか。

# 【参考】特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)、国土交通省、平成27年5月26日

市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続について、参考となる考え方を示すもの。

## 第1章 空家等に対する対応

1. 法に定義される「空家等」及び「特定空家等」
2. 具体の事案に対する措置の検討
  - (1)「特定空家等」と認められる空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等
    - ・固定資産税等の住宅用地特例に関する措置
  - (2)行政関与の要否の判断
  - (3)他の法令等に基づく諸制度との関係
3. 所有者等の特定

## 第2章 「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項

- ・「特定空家等に関する措置」を講ずるか否かについては、(1)を参考に、(2)及び(3)に示す事項を勘案して、総合的に判断。
- (1)「特定空家等」の判断の参考となる基準
    - ・空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を別紙に示す。
  - (2)周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か
  - (3)悪影響の程度と危険等の切迫性

## 第3章 特定空家等に対する措置

1. 適切な管理が行われていない空家等の所有者等の事情の把握
2. 「特定空家等に対する措置」の事前準備
  - (1)立入調査
    - ・明示的な拒否があった場合に、物理的強制力を行使してまで立入調査をすることはできない。
    - ・空家等を損壊させるようなことのない範囲内での立入調査は許容され得る。
  - (2)データベース(台帳等)の整備と関係部局への情報提供
    - ・税務部局に対し、空家等施策担当部局から常に「特定空家等」に係る最新情報を提供
  - (3)特定空家等に関する権利者との調整
    - ・抵当権等が設定されていた場合でも、命令等を行うに当たっては、関係権利者と必ずしも調整を行う必要はない。
3. 特定空家等の所有者等への助言又は指導
  - (1)特定空家等の所有者等への告知
  - (2)措置の内容等の検討
4. 特定空家等の所有者等への勧告
  - (1)勧告の実施
    - ・固定資産税等の住宅用地特例から除外されることを示すべき。
    - ・勧告は書面で行う。
    - ・措置の内容は、規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内
  - (2)関係部局への情報提供
5. 特定空家等の所有者等への命令
  - (1)所有者等への事前の通知
  - (2)所有者等による公開による意見聴取の請求
  - (3)公開による意見の聴取
  - (4)命令の実施
    - ・命令は書面で行う。
  - (5)標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法による公示
6. 特定空家等に係る代執行
  - (1)実体的要件の明確化
  - (2)手続的要件
  - (3)非常の場合又は危険切迫の場合
  - (4)執行責任者の証票の携帯及び呈示
  - (5)代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い
  - (6)費用の徴収
7. 過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合
  - (1)「過失がなくて」「確知することができない」場合
    - ・不動産登記簿情報、固定資産税情報等を活用せずに、所有者等を特定できなかった場合、「過失がない」とは言い難い。
  - (2)事前の公告
  - (3)代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い
  - (4)費用の徴収
    - ・義務者が後で判明したときは、その者から費用を徴収できる。
8. 必要な措置が講じられた場合の対応
  - ・所有者等が、勧告又は命令に係る措置を実施し、当該勧告又は命令が撤回された場合、固定資産税等の住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地は、特例の適用対象となる。



# 【参考】特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)、国土交通省、平成27年5月26日

## ガイドライン〔別紙1〕～〔別紙4〕の概要

空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を示すもの。以下は例示であり、これによらない場合も適切に判断していく必要

### 〔別紙1〕そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
  - (1) 建築物が倒壊等するおそれがある。
    - イ 建築物の著しい傾斜
      - ・基礎に不同沈下がある
      - ・柱が傾斜している等
    - ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等
      - ・基礎が破損又は変形している
      - ・土台が腐朽又は破損している等
  - (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。
    - ・屋根が変形している
    - ・屋根ふき材が剥落している
    - ・壁体を貫通する穴が生じている
    - ・看板、給湯設備等が転倒している
    - ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している等
2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。
  - ・擁壁表面に水がしみ出し、流出している等

### 〔別紙2〕そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

- (1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。
  - ・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。
  - ・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
  - ・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- (2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。
  - ・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。
  - ・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。

### 〔別紙3〕適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

- (1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観ルールに著しく適合していない状態となっている。
  - ・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合していない状態となっている。
  - ・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。等
- (2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。
  - ・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。
  - ・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
  - ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。等

### 〔別紙4〕その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

- (1) 立木が原因で、以下の状態にある。
  - ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。等
- (2) 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。
  - ・動物のふん尿その他の汚物の放置により、臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
  - ・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。等
- (3) 建築物等の不適切な管理が原因で、以下の状態にある。
  - ・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。等

# 特定既存単独処理浄化槽の判定基準のイメージ案

## 特定既存単独処理浄化槽の概念

既存単独処理浄化槽であって、11条検査報告その他の情報から判断して、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障を生じるおそれのある状態にあると認められるもの。

### 浄化槽の現状のチェック項目

- ①水平、浮上、沈下の状況
- ②破損、変形の状況
- ③嵩上げの状況
- ④浄化槽周辺利用の状況
- ⑤処理対象外の流入の有無
- ⑥接触材、ろ材、担体の状況
- ⑦ばっ気装置の状況
- ⑧逆洗装置・洗浄装置の状況
- ⑨消毒設備の状況
- ⑩越流せきの状況
- ⑪隔壁、仕切板、移流管の状況
- ⑫内部設備の状況
- ⑬送風機の設置状況 など

### 生活環境への影響

- ①水路等身近な水環境の悪化
- ②土壌への浸透（地下水への影響）
- ③近隣への悪臭 など

「浄化槽の現状のチェック項目」と「生活環境への影響」を総合的に判定し、特定既存単独処理浄化槽の判定・措置の判断ができるチェックシートを作成する。

# 特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報

## 11条検査の受検率（留意事項）

- 11条検査結果を通じて特定既存単独処理浄化槽の把握が可能ではないか。  
⇒しかしながら、単独処理浄化槽の11条検査受検率は全国平均25.0%（5%未満は9府県）と非常に低い状況
- 11条検査受検率向上について取り組むことが第一であるが、検査未受検者についても特定既存単独処理浄化槽を把握・必要な措置をとれるよう、根拠となる情報および行政の職権について整理が必要ではないか。

## 特定既存単独処理浄化槽の把握について

- 指定検査機関による11条検査の都道府県への報告により把握して、対象となり得る浄化槽の立入検査を行い把握すべき
- 11条検査未受検者については、浄化槽の設置情報（設置年、処理方式等）の洗い出し、協議会を通じた保守点検業者や清掃業者への情報提供依頼（報告徴収制度の活用も）、近隣住民からの苦情通報の情報等から、対象となり得る浄化槽を特定し、その浄化槽の立入検査を行い把握すべき
- 設置情報は、古くて特に性能の良くない旧構造基準の方式（全ばっき型、腐敗槽）に着目すべき。

<参考：浄化槽法>（報告徴収、立入検査等）

第五十三条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。

（略）

四 浄化槽清掃業者

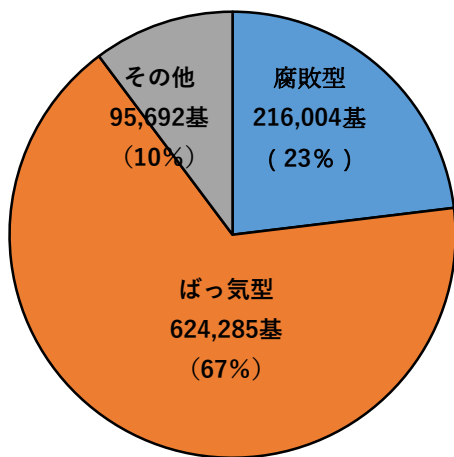
五 第十条第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士

2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

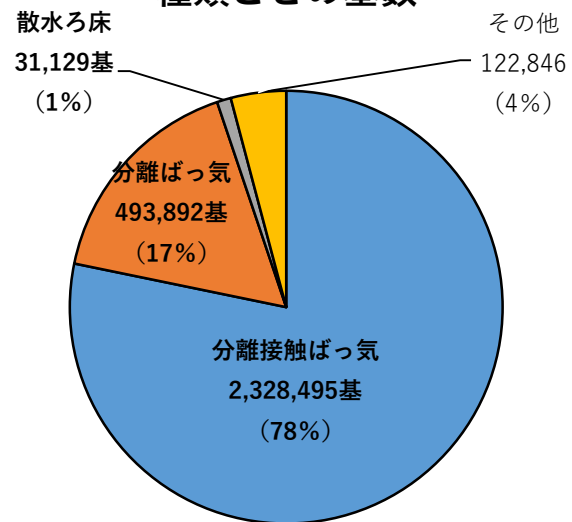


# 【参考】 単独処理浄化槽の種類毎の基数

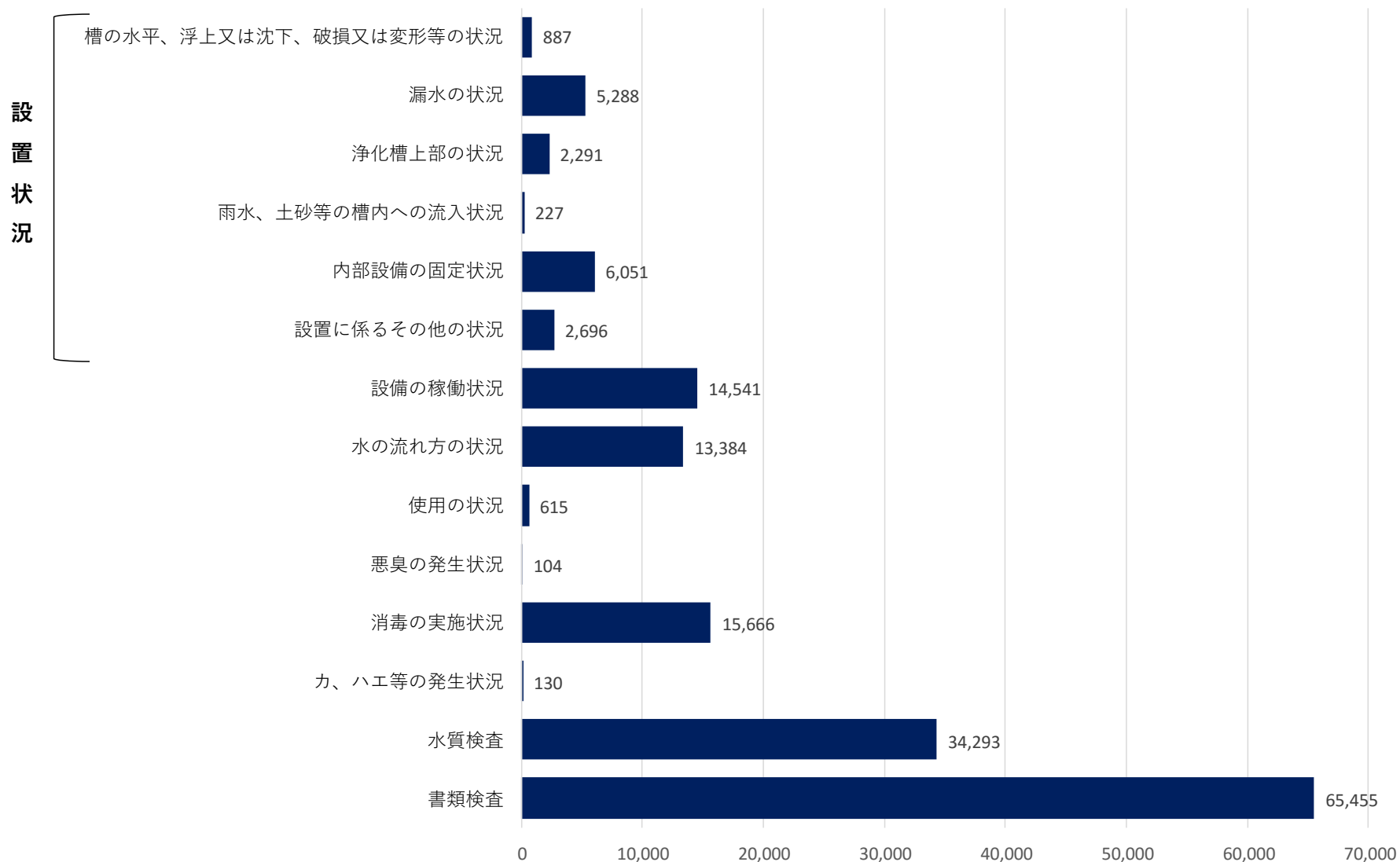
単独処理浄化槽の旧構造基準  
種類ごとの基数



単独処理浄化槽の新構造基準  
種類ごとの基数



# 【参考】単独処理浄化槽の11条検査の不適合結果の主な内容とその件数



# 浄化槽処理促進区域

# 浄化槽処理促進区域

## 前回に提示した考え方

- 都道府県構想において都道府県が定める浄化槽整備区域に該当する地域を、まずは浄化槽処理促進区域として設定すべきではないか
- 浄化槽処理促進区域の指定にあたっては、都道府県構想や、生活排水処理計画等と整合を図る必要があるのではないか
- 浄化槽処理促進区域においては、市町村設置型浄化槽若しくは個人設置型浄化槽による事業を市町村が選択して浄化槽の整備を積極的に進めるべきではないか

### <委員からの主な意見>

- 浄化槽処理促進区域の指定に加えて、住民に対する浄化槽導入のインセンティブやメリットに係る検討が必要。
- 浄化槽処理促進区域については、人口減少などの地域の実情の変化に応じた柔軟な変更が可能となる仕組みが必要。

### (参考) 浄化槽処理促進区域の概念

自然的・経済的・社会的諸条件からみて浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域（下水道法に基づく整備区域及び計画区域を除く。）をいう。（第12条の4第1項）

### (参考) 既存事業の取扱い

法律の施行後に、公共浄化槽（現在の市町村設置型浄化槽事業）による浄化槽設置や集落排水事業の新規実施・拡張を行う場合は、市町村はあらかじめその浄化槽設置等を行うエリアを含めて事業実施地域を浄化槽処理促進区域として区域指定するよう促す必要がある。

# 浄化槽処理促進区域について

## 自然的・経済的・社会的の考え方

浄化槽処理促進区域の概念に示される自然的経済的社会的諸条件の各要素の考え方としては、以下の内容が考えられる。

- 自然的 ・ 自然環境(地形の起伏、河川・水路との位置関係等)からみて、浄化槽の特徴・利点を活かせるか  
・ 水環境の保全や自然環境(動植物・生物)の保全が求められているか
- 経済的 ・ 地域の状況からみて、集合処理方式との比較の中で浄化槽の設置がより効率的に整備できるか
- 社会的 ・ 水路や側溝、汚水処理施設の整備状況から見て浄化槽の特徴・利点を活かせるか  
・ 人口動態(密度、高齢化率、将来人口等)からみて、浄化槽の特徴・利点を活かせるか

## 市町村が都道府県に協議すべき事項

改正法において、市町村は浄化槽処理促進区域を指定しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないとしている。

- 自然的経済的社会的条件の考え方からすると、浄化槽処理促進区域は都道府県構想に示す浄化槽整備区域に含まれることとなる。都道府県は、浄化槽処理促進区域の指定に関する市町村との協議にあたって、「都道府県構想において浄化槽整備区域に該当する地域」と「浄化槽処理促進区域」について、整合が図られているか確認すべきか。
- 併せて、「浄化槽処理促進区域」と「市町村の生活排水処理基本計画に定める処理区域」についても整合が図られるように、生活排水処理基本計画も必要に応じて見直すように助言すべきではないか。
- 今後、都道府県構想において浄化槽整備区域の見直しが行われた時には、当該区域と整合した浄化槽処理促進区域の見直しを図られるように、都道府県は市町村に助言すべきではないか。



# 【参考】浄化槽処理促進区域における浄化槽整備手法

浄化槽処理促進区域においては、公共浄化槽(現行の市町村設置型浄化槽)又は個人設置型浄化槽による事業を市町村が選択して浄化槽の整備を積極的に進めていく

浄化槽処理促進区域

共同浄化槽を設置するのに適した区域の概念

- 浄化槽整備区域で、浄化槽を個別に設置するよりも共同浄化槽を設置する方が汚水処理を効率的かつ、集中的に進める区域※

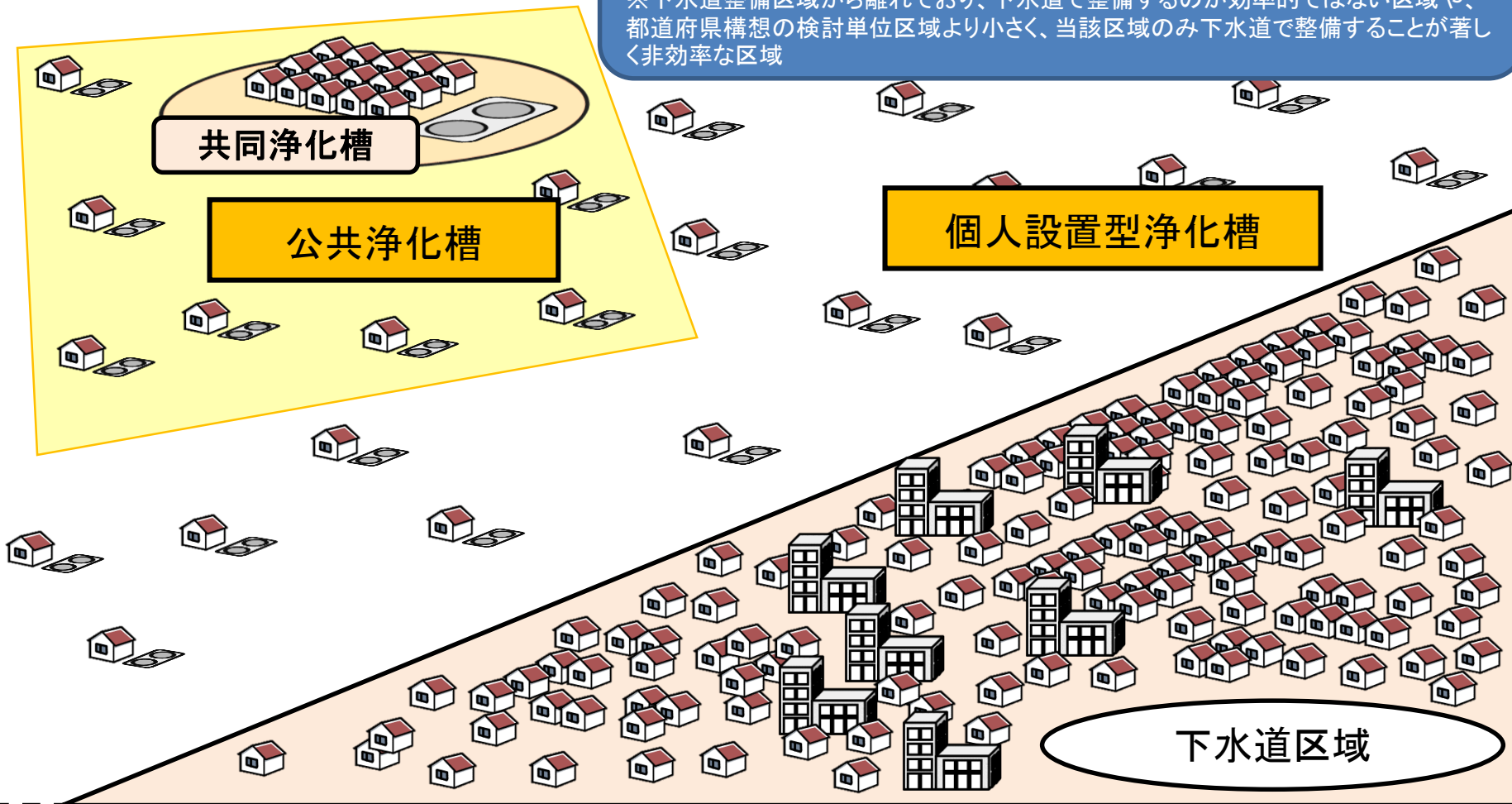
※下水道整備区域から離れており、下水道で整備するのが効率的ではない区域や、都道府県構想の検討単位区域より小さく、当該区域のみ下水道で整備することが著しく非効率な区域

共同浄化槽

公共浄化槽

個人設置型浄化槽

下水道区域



# 浄化槽処理促進区域の概念図

## 都道府県構想に基づく浄化槽整備区域

### 浄化槽処理促進区域(追加)

自然的・経済的・社会的諸条件からみて、浄化槽(集落排水を含む)による処理を特に促進する必要があると認められる区域

### 既存の市町村設置型事業

必要に応じて任意で区域を指定  
※指定区域内の既存浄化槽(市町村設置型)は公共浄化槽とみなす

公共浄化槽(市町村設置型)  
若しくは個人設置型  
いずれも整備が可能

### 既存の集落排水事業

必要に応じて任意で区域を指定  
※指定区域内の既存集落排水施設は公共浄化槽とみなす

集落排水施設を  
公共浄化槽として  
整備できる区域

## 都道府県構想に基づく集落排水処理区域

※ 集落排水施設は、従来から浄化槽法における浄化槽として事業を行っている

## 都道府県構想に基づく下水道計画区域

### 下水道法に基づく 下水道予定処理区域

※法律で明確に除外

### 下水道法に基づく 処理区域

※ 斜線部は下水道全体計画における下水道予定区域

区域設定の境界

※「区域設定の境界」は都道府県構想と整合するよう  
に自然的・経済的・社会的観点から市町村が設定 15

# 公共淨化槽制度

# 公共浄化槽制度

## 前回に提示した検討事項

既存の浄化槽法の設置手続きや他の公共施設の手続きや考え方を参考に以下の事項について、内容の検討を行う。

- 設置計画において定めるべき事項（設置届との関係、各戸設置と共同設置型）
- 設置計画を定める際の土地及び建築物の所有者等の同意手続き（書面）
- 都道府県知事や特定行政庁の協議手続き（添付書類）
- 既設の私有の浄化槽について市町村が自ら管理する場合の同意・承認手続き
- 接続の廃止の手続き 等

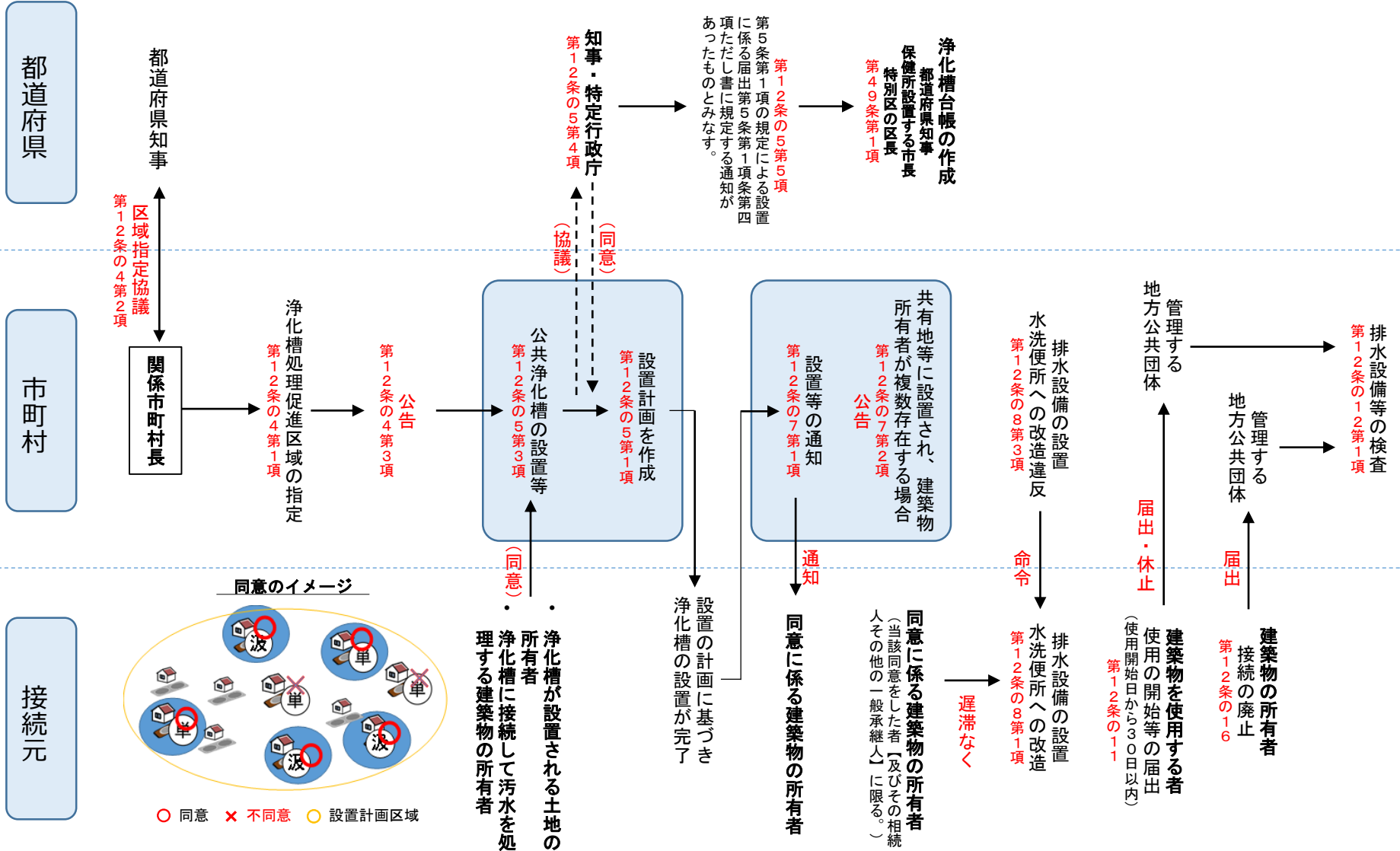
## <委員からの主な意見>

- 公共浄化槽は、公共下水道とともに汚水処理サービスの役割を担っていること、浄化槽利用によるコストメリットを開示するなど、工夫が必要である。
- 利用者にとって公共浄化槽特有のインセンティブを設定することも必要である。
- 事業促進のために下水道と同様の国費負担が必要。

## （参考）公共浄化槽の定義と手続き

- 浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理するもの及び既設の私有の浄化槽について市町村が管理することとした浄化槽を公共浄化槽と定義
- 設置計画を作成しようとするときは、あらかじめ浄化槽を設置することについて、浄化槽が設置される土地の所有者及び当該浄化槽で汚水を処理させる建築物の所有者の同意を得なければならないこととし、同意をした建築物の所有者等に対して排水設備の設置やくみ取り便所の水洗化に関する義務付け等を規定

# 【参考】公共浄化槽フロー





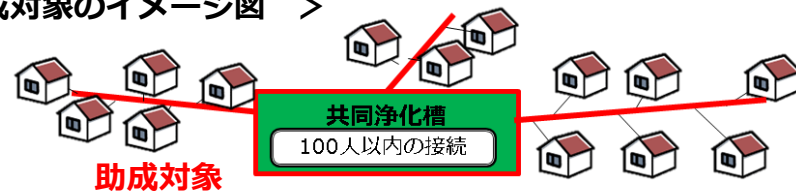
# 【参考】共同浄化槽の費用算定のイメージ

## 1. 交付対象施設

○浄化槽本体及び主要な管渠

- ・浄化槽本体・・・100人槽まで
- ・主要な管渠・・・イメージ図の赤線部分

< 助成対象のイメージ図 >



設置費用（本体＋施工費（主要な管渠））を助成

## 2. 交付金上限額の考え方

- 交付金上限額 = 交付対象事業費 × 1/3（または1/2）  
 交付対象事業費 = 循環交付金の5人槽の交付対象事業費（83.7万円） × 接続戸数

【例1】28戸を接続する場合  
 $837千円 \times 28戸 \times 1/3 = 7,812千円$

【例2】11戸を接続する場合  
 $837千円 \times 11戸 \times 1/3 = 3,069千円$

- ※ 浄化槽の規模は、1戸あたりの人員を3.5人として算出
- ※ 例は通常型浄化槽の場合

- ※ 浄化槽本体及び主要な管渠の設置工事費を含む
- ※ 1/3を補助する場合を想定

## 3. 浄化槽の規模ごとの交付金上限（通常型の場合）

| 浄化槽の規模 | 接続戸数 | 総事業費  |       |        | 交付金上限額<br>(うち、管工事費分) |         |
|--------|------|-------|-------|--------|----------------------|---------|
|        |      | 本体工事費 | 管工事費  |        |                      |         |
| 14人槽   | 4    | 2,039 | 1,309 | 3,348  | 1,116                | (436)   |
| 18人槽   | 5    | 2,786 | 1,399 | 4,185  | 1,395                | (466)   |
| 21人槽   | 6    | 3,332 | 1,690 | 5,022  | 1,674                | (563)   |
| 25人槽   | 7    | 3,332 | 2,527 | 5,859  | 1,953                | (842)   |
| 30人槽   | 8    | 4,066 | 2,630 | 6,696  | 2,232                | (876)   |
| 40人槽   | 11   | 4,521 | 4,686 | 9,207  | 3,069                | (1,562) |
| 45人槽   | 12   | 5,737 | 4,307 | 10,044 | 3,348                | (1,435) |

| 浄化槽の規模 | 接続戸数 | 総事業費  |        |        | 交付金上限額<br>(うち、管工事費分) |         |
|--------|------|-------|--------|--------|----------------------|---------|
|        |      | 本体工事費 | 管工事費   |        |                      |         |
| 50人槽   | 14   | 5,737 | 5,981  | 11,718 | 3,906                | (1,993) |
| 60人槽   | 17   | 6,450 | 7,779  | 14,229 | 4,743                | (2,593) |
| 70人槽   | 20   | 6,450 | 10,290 | 16,470 | 5,580                | (3,430) |
| 80人槽   | 22   | 6,450 | 11,964 | 18,414 | 6,138                | (3,988) |
| 90人槽   | 25   | 6,450 | 14,475 | 20,925 | 6,975                | (4,825) |
| 100人槽  | 28   | 6,450 | 16,986 | 23,436 | 7,812                | (5,662) |

# 浄化槽の使用の休止制度

# 浄化槽の使用の休止制度

## 前回提示した検討事項

- 休止の定義（電気や水道の利用状況、家屋の賃貸人の変更・売却に関連する使用休止の取扱い、休止期間等）
- 休止前、再開後の維持管理の扱い（清掃・保守点検の方法、実施時期）
- 届出事項、届出の代行の扱い

### <委員からの主な意見>

- 浄化槽の休止期間の設定や利用再開に係る届出について、具体的な事例を想定しつつ検討すべき。
- 行政は水道や電気の使用量の確認など、何らかの方法で休止状況を確認すべき。
- 別荘の浄化槽は、どの程度の期間使用しないのであれば休止届を提出する必要があるのかなど、休止届を提出する際の目安について整理すべき。
- 休止を判断するために、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関の連携が重要であり、連携するためには適切な台帳整備が重要。

### （参考）休止の規定

- 浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除できる規定を追加
- 浄化槽の使用の再開についても届出を規定

# 浄化槽の使用の休止の扱いについて

## 休止届が必要な休止期間

- 休止手続きは、清掃を要件として浄化槽使用者の任意の届出により法定検査・保守点検・清掃を免除する仕組み。
- 別荘、スキー場、学校施設等の間欠的な利用を行うことが前提となっている浄化槽は、休止手続きを行うか、休止手続きを経ずに法定検査・保守点検・清掃を受けるかは、それぞれの使用様態に応じて個別に判断されるもの。
- ただし、浄化槽の使用休止期間が長期間に及ぶ場合は、法定検査・保守点検・清掃の実施に関する負担が大きいことのみならず、これらの実施を怠る場合は浄化槽の処理機能への影響も懸念される
- このことから、休止届が必要となりうる休止期間の標準的な目安を「一年以上」としつつ、浄化槽使用者の使用様態に応じて休止届を受理するように周知すべきか。
- 一方、家屋の売却等、休止期間が事前に把握できないものについては、休止期間に関わらず、休止扱いとして休止届を受理するように周知すべきか。

## 休止の手続き

- 省令において、休止及び再開に必要な事項について定めることとされている。
- 休止にあたっては、浄化槽の情報、休止の期間や理由、清掃の実施情報、消毒剤の撤去情報について明確にすべきではないか。水道や電気の休止の情報は、休止届との前後関係も考慮して、休止予定年月日として記載すべきではないか。
- 再開にあたっては、浄化槽の情報や再開時期について明確にすべきではないか。
- 休止・再開手続きの代行は様々な形態が考えられるが、可能である旨周知すべきではないか。

# 浄化槽の使用休止・再開の届出事項(案)

## 省令に定める使用休止届出に関する事項 (案)

- 届出者
- 設置場所の地名地番
- 使用休止年月日
- 使用再開予定年月日
- 休止の理由
- 水道若しくは電気の休止予定年月日
- 休止に係る清掃完了証明
  - 一 清掃実施年月日、清掃業者名
- 消毒剤の撤去証明
  - 一 実施年月日、実施者名

## 省令に定める使用再開届出に関する事項 (案)

- 届出者
- 設置場所の地名地番
- 使用再開年月日
- 保守点検を実施したときは、保守点検の記録 (添付書類)



## 【参考】別荘における維持管理の取扱い

（浄化槽法の解説 平成7年版より）

【問】別荘等で使用される浄化槽（間欠的に使用される浄化槽）の保守点検はどのくらいの回数行われるべきか。

【回答】間欠的に使用される浄化槽の場合、浄化槽法施行規則第6条でいう「通常の使用状態」には当たらないので、同条に定める保守点検回数を単純に適用できない。したがって、個々の浄化槽の使用状態に見合った回数の保守点検が行われるべきである。

具体的には、浄化槽の間欠使用の場合、その使用ごとに使用開始と終了が繰り返されるものであり、立ち上げ時にはシーディング等が必要となる場合もあることから、保守点検についてもそのたびごとに使用開始直前の保守点検が必要である。使用期間が短い場合であっても、浄化槽の立ち上げ後の状態確認のため、使用中の保守点検も一回は必要であると考えられる。また、使用停止時には、少なくともばっ気槽内の清掃が必要であり、これを怠ると後の浄化槽の処理機能に影響を与える可能性がある。

なお、生物処理を中心とする浄化槽は、処理能力の安定にはある程度の時間が必要なので、安定的運転が基本となり、断続的運転は避けるべきである。

上記と類似する（断続的に汚水流入が停止する）建築用途として、

- 学校施設（1ヶ月以上にわたる休み期間がある）
- スキー場（半年以上の休止期間がある）

これらの処理施設は、比較的規模が大きく、構造上流入停止時期に対応できるような設計がされており、維持管理にあたって上記に示すような対応がなされている。

# 浄化槽の使用休止・再開に係る清掃・保守点検についての検討事項

## 清掃に関する事項

浄化槽法第11条の2における浄化槽の使用の休止に当たっての清掃について、環境省令第3条の清掃の技術上の基準について、休止時に変更すべき点があれば（通常の清掃と異なるのであれば）改正する必要がある。

技術上の基準に追加すべき項目として、

- 汚泥、スカム等の引き出しは、処理方式や単位装置にかかわらず、全量とすべきか
- 引き出しの後、単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除を行うべきか
- 槽内の洗浄に使用した水は、引き出すとともに、消毒を実施すべきか
- 消毒後は、水道水等利用可能な清浄水を使用して高水位まで水を張るべきか

## 保守点検に関する事項

- 使用再開時に消毒剤の添加や浄化槽の機材等の調整が必要なことから、再開時の保守点検は必要か。

# 浄化槽台帳の整備

# 浄化槽台帳の整備

## 前回提示した検討事項

- 台帳に記載すべき事項
- 行政と関係機関との情報のやりとりの扱い
  - ・ 報告を求める相手（指定検査機関、保守点検業者、清掃業者、市町村（浄化槽・下水道等）、建築主事）とその内容
  - ・ 検査機関等外部組織が台帳整備を行政から委託を受けて行う場合の個人情報の取扱い
- 無届浄化槽、すでに存在しない浄化槽、使用されていない浄化槽の扱い
- 法施行後も含めた段階的な浄化槽台帳の整備・改修の考え方

## <委員からの主な意見>

- 全自治体で最低限の共通項目を設定した上で、地域の実情に合わせて整備するとよい
- 維持管理等のワンストップサービスが可能となるよう、浄化槽ごとにユニークなIDの付与を検討すべきではないか

## (参考) 台帳の手続き

- 都道府県知事・保健所設置市長に対し、浄化槽に関する台帳の作成および保管を義務化
- <台帳に記載すべき事項（法律で規定された事項）>
- ・ 浄化槽の所在・地番、浄化槽管理者の氏名又は名称
  - ・ 7条検査、11条検査の実施状況
  - ・ その他環境省令で定める事項

# 浄化槽台帳の記載事項

## 浄化槽台帳の記載事項

### <省令と施行通知の関係>

- 省令には、設置届等の届出情報、法定検査、保守点検、清掃、その他の情報の大枠の事項を規定する。
- 施行通知には、省令に定める事項（設置情報、法定検査、保守点検、清掃）ごとに設定すべき仔細項目を周知する。
- 省令等で定めた設定すべき事項以外にも、より質の高い浄化槽台帳の整備をすることは推奨されるべきものであることから、独自に項目を追加することは差し支えないことを周知する。

### <記載事項>

- 環境省浄化槽台帳整備マニュアルに示す記載事項を参考に、省令に定めるべき事項と施行通知において示すべき事項を整理する。

## 留意事項

- 法改正の趣旨からすると、設置の情報のみならず管理の情報も統合して、行政による指導のもとで浄化槽の管理の向上を目指すことが必要であるため、法定検査、保守点検、清掃の情報も収集して、統合できる台帳の整備を目指していくことになる。
- 保守点検や清掃の情報に関して、法律では保守点検業者及び清掃業者に報告を義務づけることまでは規定されておらず、情報提供を求める規定や協議会を活用して、任意に協力を求めることとされている。

# 台帳に記載すべき事項（案）

## ➤ 設置状況

1. 浄化槽ID（浄化槽番号）
2. 浄化槽設置届出日
3. 設置場所の地名地番
4. 設置者電話番号
5. 浄化槽型式名
6. 浄化槽メーカー
7. 方式名
8. 処理の対象（①単独②合併）
9. 建築物用途
10. 処理対象人員
11. BOD除去率（%）
12. 処理水BOD（mg/L）
13. 河川、側溝、地下浸透等の放流先 等

## ➤ 使用の状況

1. 浄化槽管理者氏名
2. 浄化槽管理者住所
3. 浄化槽技術管理者名
4. 浄化槽使用廃止年月日
5. 廃止の理由 等

## ➤ 7条検査の実施状況

1. 検査日
2. 工事業者名
3. 検査結果
4. （7条検査不適正の場合）その原因 等

## ➤ 11条検査の実施状況

1. 検査日
2. 検査結果
3. （11条検査不適正の場合）その原因 等

## ➤ 保守点検の実施状況

1. 保守点検実施日
2. 保守点検業者名
3. 点検記録
4. 水質に関する情報 等

## ➤ 清掃の実施状況

1. 清掃実施日
2. 清掃業者名
3. 清掃記録
4. 水質に関する情報 等

# 浄化槽台帳の整備

## 質の向上

- 浄化槽台帳の質の向上、正確性の確保に努めることを規定し、少なくとも年に一回は台帳更新に努めるべきか。
- 管理者不明の空き家等において、関係機関への情報収集からみて使用実態がないことが特定できた浄化槽については、法定の休廃止手続きがとられていない場合においても、台帳にその状況を記載し、休廃止に準じた扱いとすることを可能となるよう周知する。
- 浄化槽台帳整備にあたり、関係機関からの情報収集体制の整備や管理情報も含めた台帳のシステム化については一定期間を要することから、3年を目途に段階的整備に努めるよう周知する。

## 浄化槽台帳の委託

- 浄化槽台帳の作成事務の一部について指定検査機関その他当該事務を適切かつ確実に実施することができるものに委託して行うことができることを規定すべきか。
- 関係機関への情報収集の依頼については、都道府県知事が行うべきか。
- 受託者は個人情報適切に取り扱う必要がある。



# 台帳における情報の取扱いについて

## 関係機関からの情報収集

- 都道府県知事が、行政、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者から情報収集することは、第49条第2項※により可能
- また、同項により、不動産登記簿謄本や住民票情報、電気事業者からの電気の使用状況などの情報を収集することも可能

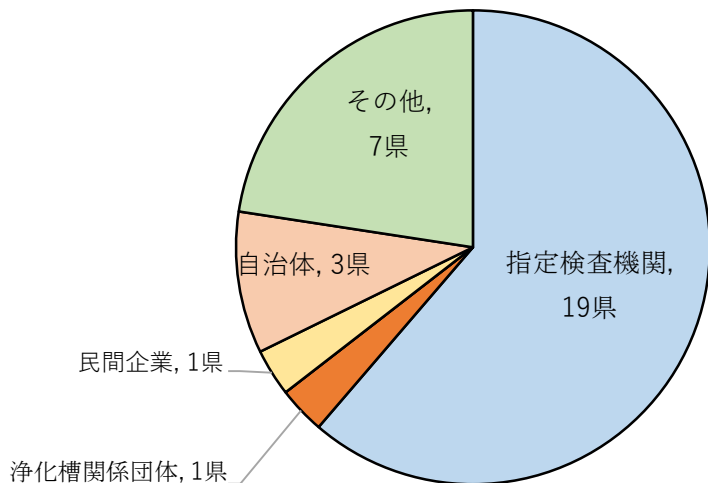
※第49条第2項：都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる。

## 台帳情報の関係機関への提供

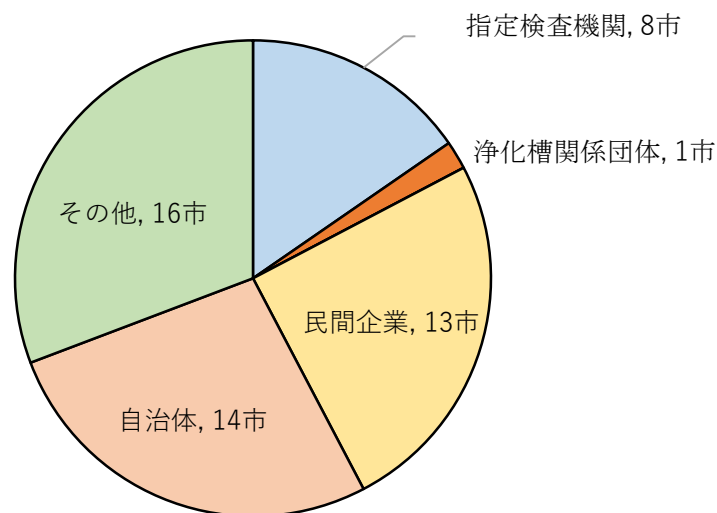
- 台帳情報を第三者に提供する行為については、個人情報保護条例に沿った対応が必要。
- 協議会において台帳情報を取り扱う場合には、その情報が外部に漏洩することがないように、協議会の構成員は当該情報の取扱いには細心の注意を払う必要。

# 【参考】台帳整備の業務委託想定先(自治体アンケート)

都道府県



保健所設置市



【その他】

|                        |   |
|------------------------|---|
| 当面は現在使用している台帳システムで対応可能 | 3 |
| 検討中                    | 3 |
| 想定していない                | 1 |

【その他】

|                        |   |
|------------------------|---|
| 当面は現在使用している台帳システムで対応可能 | 2 |
| 検討中                    | 2 |
| 想定していない                | 4 |
| 業務委託ではなく直営で行うことを想定     | 1 |
| 未検討                    | 2 |
| 未回答                    | 5 |

# 協議会の制度

# 協議会の制度

## 前回提示した検討事項

- 協議会の設置要綱（案）の例示において記載すべき事項
  - ・ 目的（浄化槽の整備促進、適正な維持管理の促進 等各協議会において検討）
  - ・ 業務  
（一例として：浄化槽管理者への支援（維持管理費用の支援、一括契約の推進等）、公共浄化槽の設置、浄化槽台帳の作成、その他目的を達成するために必要な事業 等各協議会において検討）
  - ・ 構成員  
（一例として：都道府県、市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者 等各協議会において業務に応じた適切な構成員を検討）
  - ・ その他の協議会の目的を達成するために必要な業務に関すること。等
- 地域の実情にあった、目的の設定、構成員の設定を行うよう促すことが必要

## 協議会の手続き

第54条第1項において、「都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他のその都道府県又は市町村の区域における浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うため、環境省令で定めるところにより、当該都道府県又は市町村、関係地方公共団体及び浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、第四十八条第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、指定検査機関その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者により構成される協議会を組織することができる。」と規定されている。

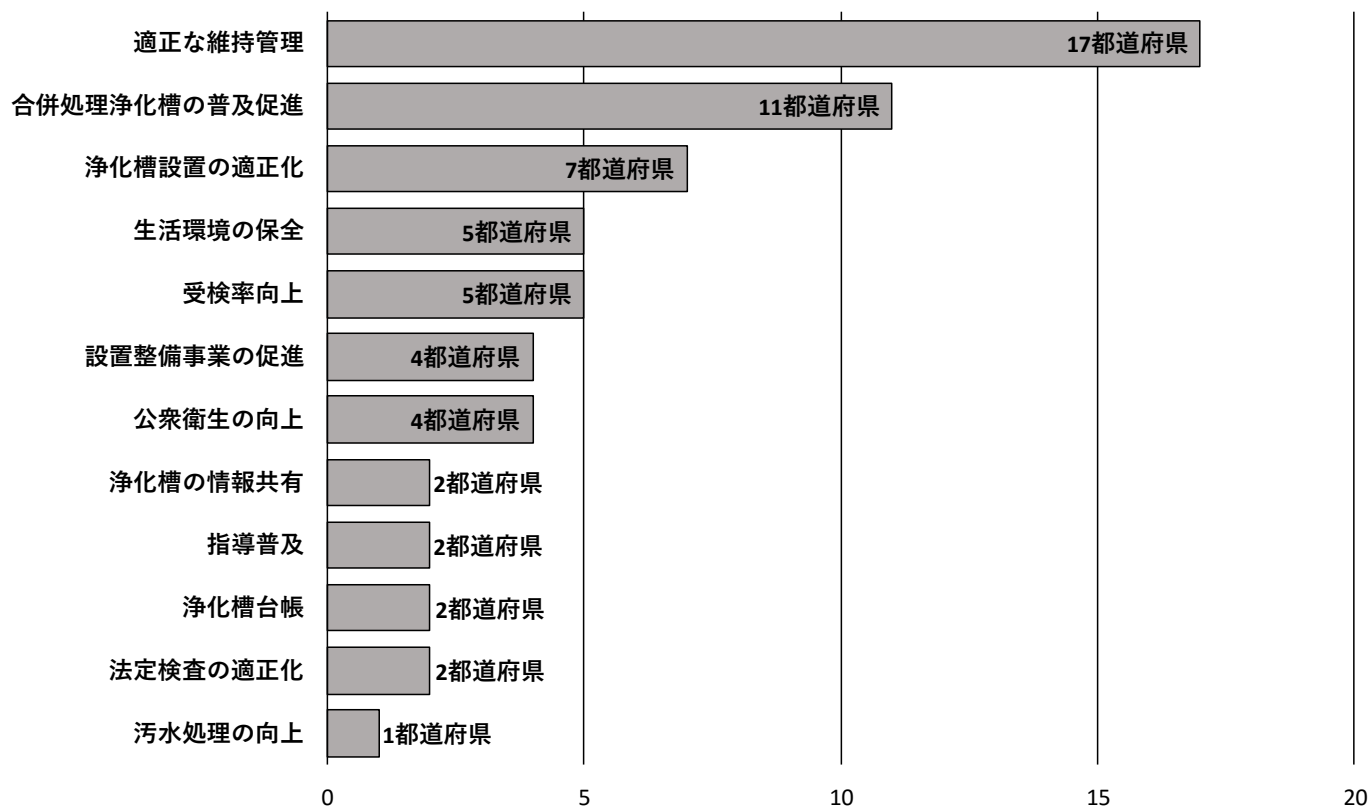
➤ 環境省令には、地域の実情にあった協議会の設置を定めるべきか。

# 【参考】協議会（自治体アンケート）

Q 1 都道府県内において、複数の浄化槽関係団体（地方公共団体含む）により設立した協議会等の組織があるか？

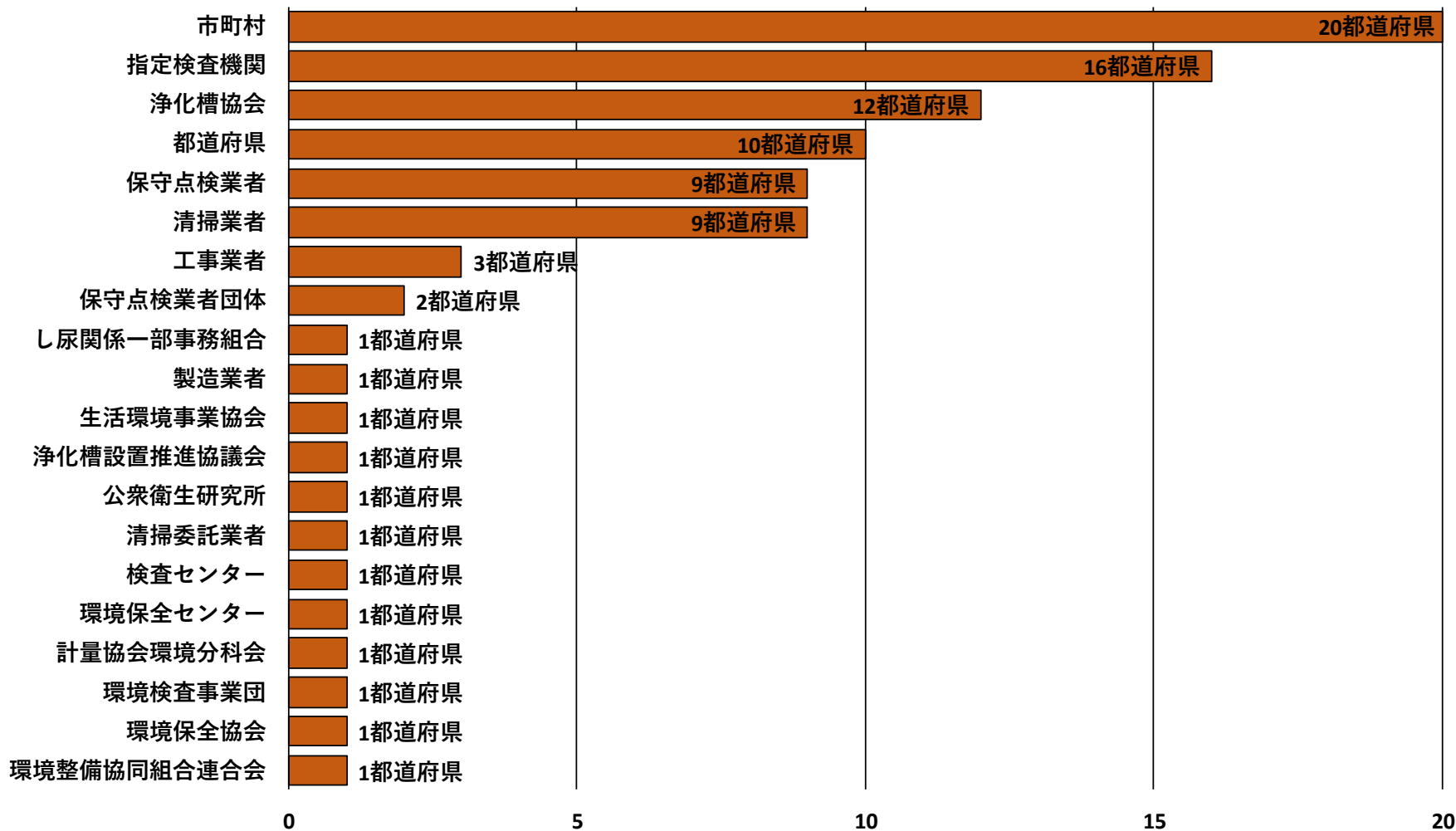
|    |    |
|----|----|
| ある | 26 |
| ない | 21 |

Q 2 Q 1で「ある」を選択した都道府県が対象協議会を設立した目的はなにか？  
※各都道府県複数回答



# 【参考】協議会（自治体アンケート）

Q3 Q1で「ある」を選択した都道府県が対象  
協議会はどのような関係団体機関で組織されているか？ ※各都道府県複数回答



# 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保の制度



# 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保の制度

## 前回提示の検討事項

- 登録の際に求める研修事項及び頻度の基本的な考え方
- 講習会の実施体制が確保されていない都道府県等の体制（都道府県単位若しくは広域的）の構築に対する支援のあり方
- 条例で定めるべき基本的事項に関する例示

### <委員からの主な意見>

- 改正浄化槽法を踏まえ、全国浄化槽団体連合会・日本環境整備教育センターと関係機関において研修内容を検討する。
- 浄化槽管理者とのコミュニケーションや説明能力向上のための研修が必要。
- 保守点検事業者の経営実態に沿ったプログラム、経済的な料金設定にすべき。公共側の費用負担やeラーニングなども検討する必要はある。

### <都道府県における準備状況（環境省・全国浄化槽団体連合会によるアンケート結果）>

- ◆ 法施行に向けて研修体制を準備している都道府県 31都道府県
- ◆ 研修体制の準備ができない都道府県 16都道府県
  - －関係団体が研修体制を準備している・準備予定の都道府県 11都道府県
  - －関係団体も研修体制を準備できない都道府県 5都道府県

# 研修体制の構築について

## ＜研修体制の準備を行っている都道府県＞（31都道府県）

- 地域の研修体制を活用して研修（地方公共団体若しくは地方関係団体が主体）を行うべき。
- 地域の研修体制において、必要に応じて研修事項に沿った教材の提供や講師の派遣について、全国浄化槽団体連合会と日本環境整備教育センターが連携して協力すべき。

## ＜研修体制の準備ができない都道府県＞

### その1）地方関係団体が研修体制を準備している場合（11都道府県）

- 当該地方関係団体が、都道府県と協議を行い、研修体制を構築して研修（地方公共団体若しくは地方関係団体が主体）となっていくように進めるべき。
- 地域の研修体制において、必要に応じて研修事項に沿った教材の提供や講師の派遣について、全国浄化槽団体連合会と日本環境整備教育センターが連携して協力すべき。

### その2）地方関係団体も研修体制を準備できない場合（5都道府県）

- 全国浄化槽団体連合会と日本環境整備教育センターが連携して、当該都道府県及びその周辺都道府県と合わせた地域ブロック単位の広域的な地域を対象とした研修体制を構築すべき。そのうえで、都道府県及び地方関係団体も協力すべき。
- その際には、研修体制の構築できる近隣の都道府県の研修体制も協力が可能か検討すべき。

# 研修内容と頻度について

## <研修内容>

- 法改正を含めた最近の動向や近年の浄化槽技術等を中心に、保守点検業者の負担や研修体制の構築の観点から、半日から一日の研修としてはどうか。
- 研修内容は、全国統一的に講習すべき事項と各地域の実情に応じて講習すべき事項があると想定される。
- 全国統一的に講習すべき事項の教材については、日本環境整備教育センターが全国浄化槽団体連合会と協力して標準的な資料の作成を行い、都道府県及び地方関係団体と相談して、各地域の実情に応じて講習すべき内容とすり合わせして、それぞれの地域の講習に活用してもらいたい。

## <研修事項（案）>

- ・最近の浄化槽を巡る行政の動向（法改正・予算・地域の課題含む）
- ・浄化槽（小型・中大型）の構造と機能
- ・浄化槽の保守点検と清掃（法定検査の指摘事項含む）
- ・安全衛生対策
- ・その他（各地域に応じて研修すべき内容を実施）

## <研修頻度>

条例の規定の仕方は、以下のパターンが想定される

- ・登録の要件にする場合
- ・登録した方が研修を受けることを義務づける場合

いずれの場合も、保守点検業者への負担や研修体制の確保の観点から、更新期間までに1回以上受講することを求めることとしてはどうか。

## 【参考】浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度(自治体アンケート)

Q1 保守点検業者に対し、研修の機会の確保（定期的な講習会等の受講）を条例で定めているか？

|        |    |
|--------|----|
| 定めている  | 3  |
| 定めていない | 44 |

Q2 Q1で定めている都道府県が対象講習会について、どのような機関において実施しているか？ ※各都道府県複数回答

|              |   |
|--------------|---|
| 指定検査機関       | 2 |
| 日本環境整備教育センター | 2 |

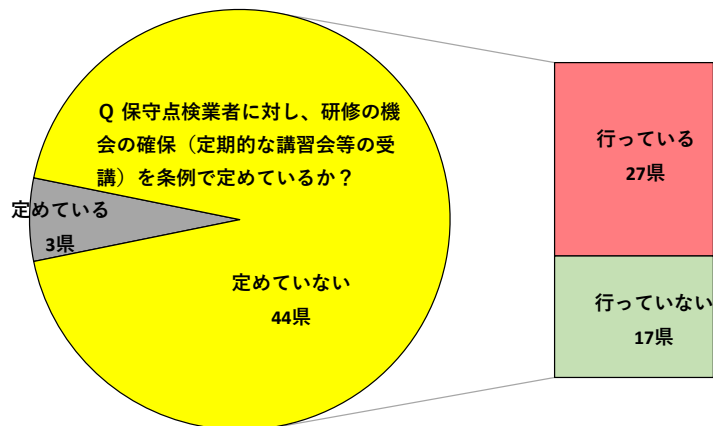
Q3 Q2で定めている都道府県が対象講習の内容について、どのような事項を実施しているか？

|     |  |
|-----|--|
| 茨城県 | 浄化槽行政、浄化槽の法定検査、浄化槽の維持管理、最近の性能評価型浄化槽の動向         |
| 兵庫県 | 浄化槽行政概論、保守点検の留意点（種類・機能・構造・衛生・安全対策）、法定検査、維持管理など |
| 香川県 | 維持管理のポイント等                                     |

# 【参考】浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度(自治体アンケート)

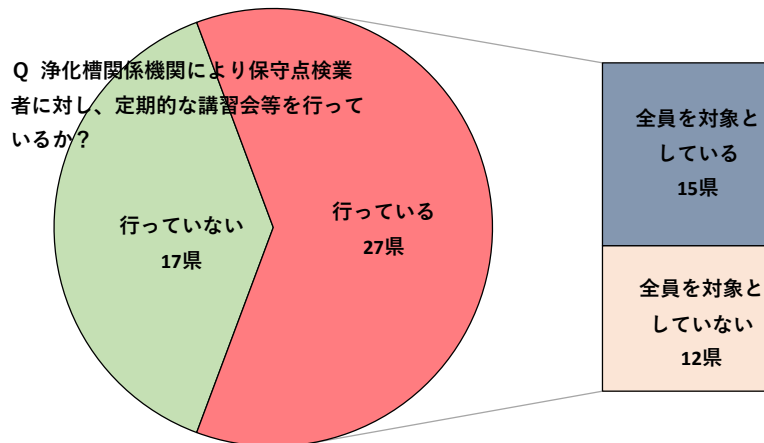
**Q4** Q1で定めていない都道府県が対象  
 浄化槽関係機関により保守点検業者に対し、定期的な講習会等を行っているか？

|        |    |
|--------|----|
| 行っている  | 27 |
| 行っていない | 17 |



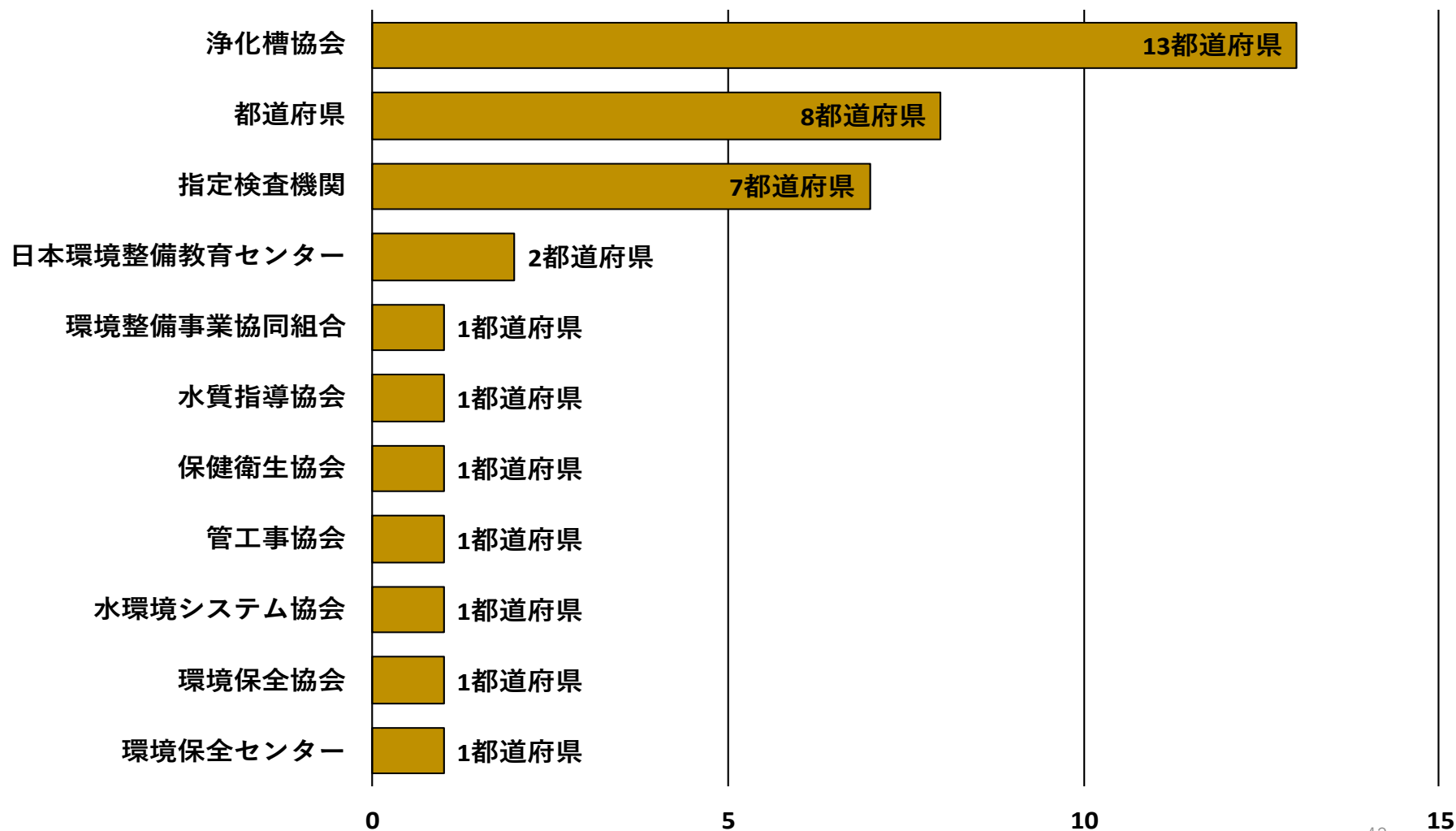
**Q5** Q4で行っている都道府県が対象  
 講習会の受講対象者は、保守点検業に登録している浄化槽管理士の有資格者全員を対象としているか？

|             |    |
|-------------|----|
| 全員を対象としている  | 15 |
| 全員を対象としていない | 12 |



## 【参考】浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度(自治体アンケート)

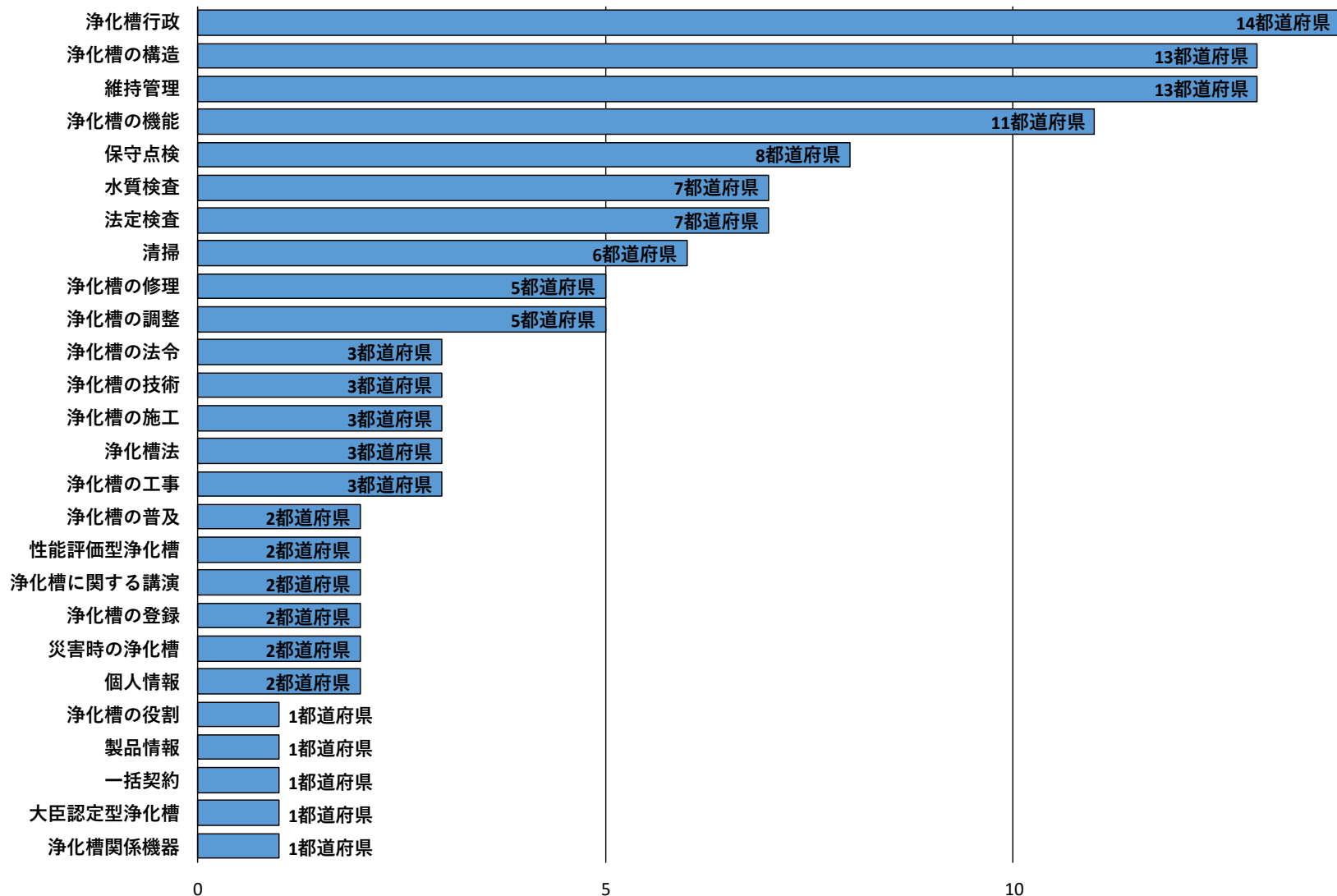
Q 6 Q 4で行っている都道府県が対象  
講習会について、どのような機関において実施しているか? ※各都道府県複数回答



# 【参考】浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度(自治体アンケート)

Q7 Q4で行っている都道府県が対象

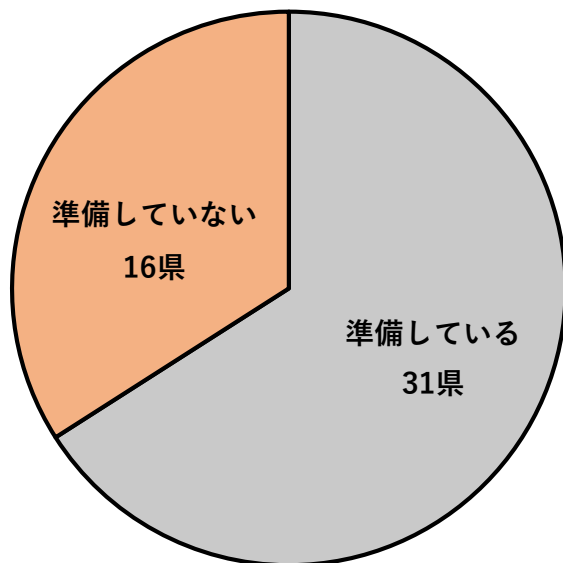
講習の内容について、どのような事項を実施しているか？ ※各都道府県複数回答



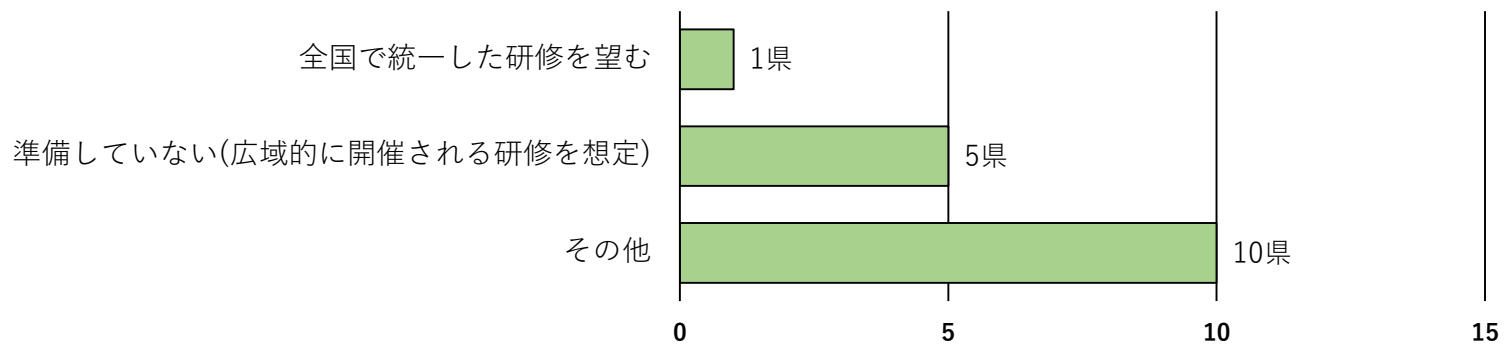


## 【参考】浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度(自治体アンケート)

Q8 研修の機会の確保について体制を整備する方向で準備しているか。

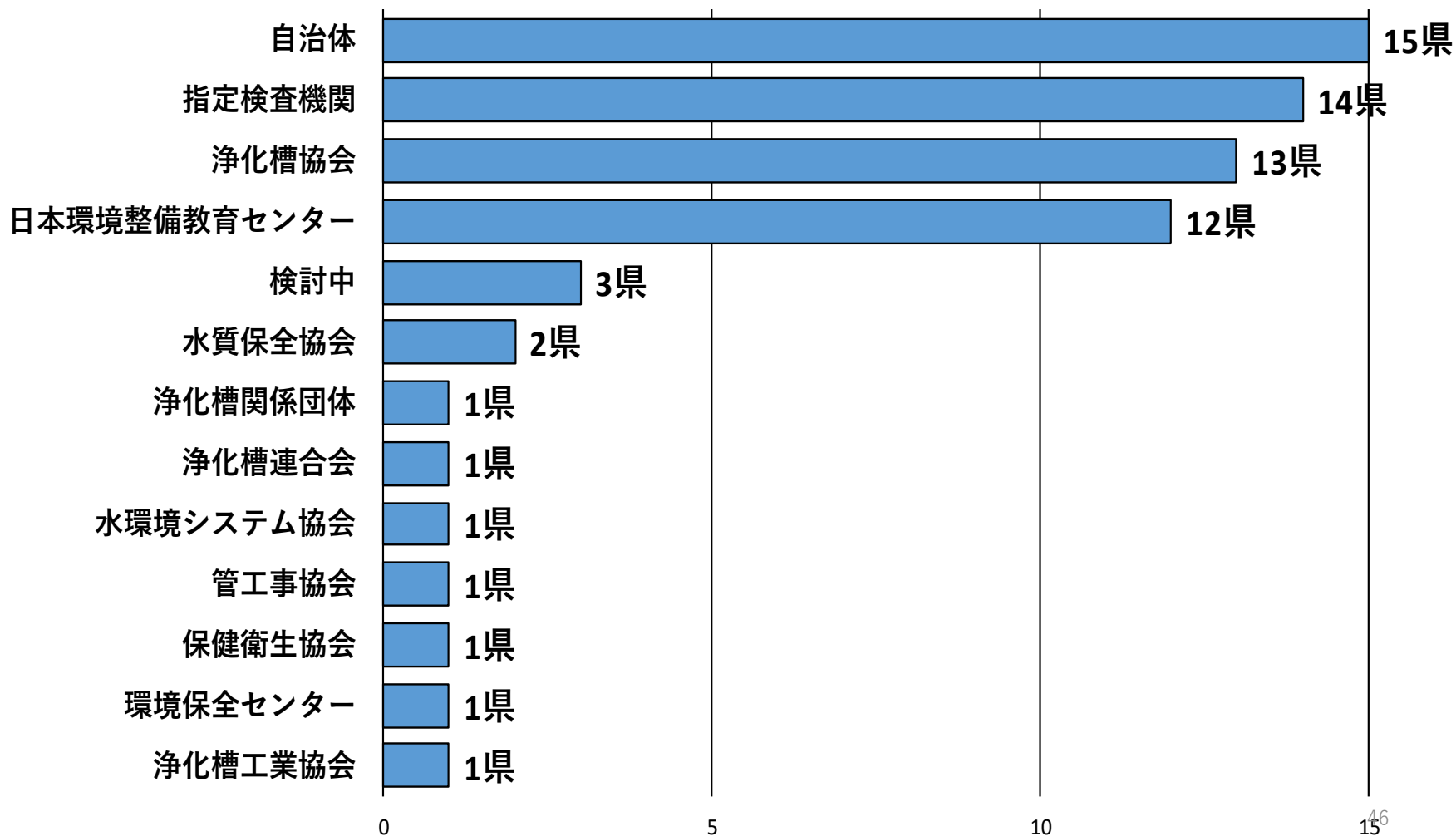


「準備をしていない」と回答した自治体を対象。どのように考えているか。



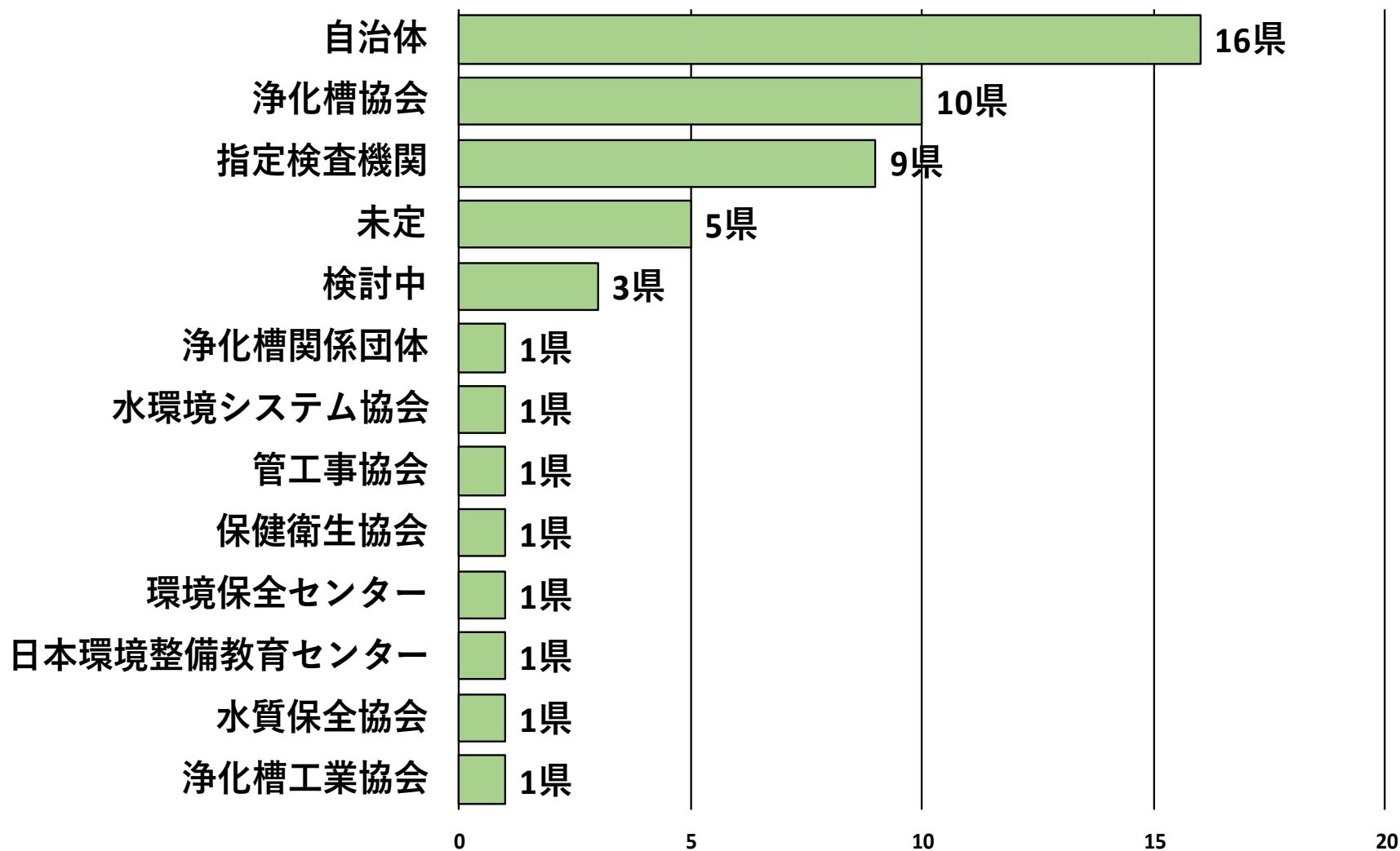
## 【参考】浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度(自治体アンケート)

Q9 今回の浄化槽法改正に伴い、研修の実施(テキスト作成、講義)について検討している機関はどこか?複数回答可

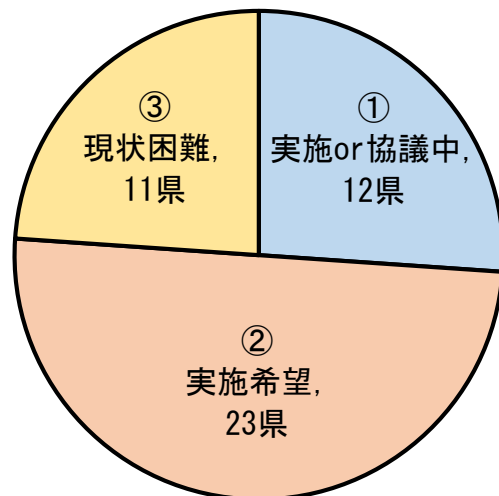


## 【参考】浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度(自治体アンケート)

Q10 研修を実施する主催機関については、どこを想定しているか？複数回答可



Q1 都道府県が行なう講習会・研修会を貴会が主体となって開催することについて



Q2 上記設問で③と回答された会員対象。開催にあたってネックとなる事項は何か。

